

自民・維新 連立合意の「副首都」 前提は大阪市廃止の「都」構想

自民党と日本維新の会が連立政権樹立で合意し、10月21日に高市市政権が発足しました。両院の「連立政権合意書」に含まれているのが、維新が理立の「絶対条件」の一つとして自民党に要求した「副首都構想」。2度目にわたる住民投票で大阪市民が否決した、「大阪都」構想を前提とする、莞爾党略の産物です。

大阪市をよくする会 中山直和 事務局長の話

維新が出した「副首都骨素案」には、23年の通常国会

で廃案になった「副首都」法の「大阪都」構想への挑戦案にはなかつた「特別区」設立ということなのです。

置を認定要件に潜り込ませ、維新内外からは「副首都」と「大阪都」とは別物と指摘され、「大阪都」とは明言した吉

れ、松井一郎元維新代表からも「せこいやり方ダメ」(毎歎止める)の如きが、村氏が、「大阪維新退潮」に歎止めるため、政権と

日)などと言われるあります。二つ目の背景には、作年本推移のうちに利用して、「反

この変化の背景には、明治本紀新9月に大阪維新の会の刷新P
Tが出した「中間報告」に示された「ここ」、2年で（維新）ですか
るでし

究極の党利党略

「副首都機能」を整備 なっています。

相手がついた。

「副首都機能」を整備する道府県を指定するのをは、議決を受け、議會で申請します。首相が指定するためには、その道府県へ向かう税の移転、経済基盤の強化、首都機能の移転の必要性を、議會で審議して、議決を通過する必要があります。この議決が通過すれば、道府県は「副首都機能」を整備する権限が与えられます。この権限をもつ道府県は、副首都機能を実現するための政策を実行することができるようになります。

府県が次の3つの要件をすべて満たしていること

が必要だとされていま
す。
第一は、大邪行去^ハ基^ムい^ミます。
都へ^ハできることも盛り
都へ^ハする^ハも^ハい^ミます。
を変更^ハ大阪府から大阪
した。ところが15年のダ
ブル選で、引き続き知事

第1は、大都市法に基いて「特別区」が設置され、日本維新の会は23年の通常国会にも「副首都機能特別区」の制度設計を提出しています。

同じ災害で著しい被害を
京圏が被災した場合に、
同じ災害で著しい被害を
いること。第3は、東
京圏が被災した場合に、
た。

受けたがる恐れが少ないと見
込まれることです。

は、政令市である大阪市を廃止して、「特別区」まっています。2度目の否決を受けた記者会見で、指すなどとして、「副首都推進本部」を設置。

を設置する、いわゆる「副首都ビジョン」をつくり、改定作業を続けてきた。當時の松井一郎・大阪市長は政界引退を表明。吉村洋文市長は、「このまま」という立場を示す。構想の実現が不可欠だ」という立場を示す。

市民不正の制度ハジリヤウ

市町不在の制度いしりやめ
自治体本来の姿に戻るべき

日本共産党大阪市議団 山中智子 団長

日本共産党の山中智子 許せない。市民生活を置
一 ベマ「後回さず」「四月一日」 きまつごんに月せひんり じゆくわせぬ
りとやめ、大阪市は基礎的
に

都などというござまかしに、貴重な財源や人材、時間とエネルギーをいつまで費やすのか。きっと市民をもてあそぶことは、自治体本来の姿に戻るべきだ」と話します。